

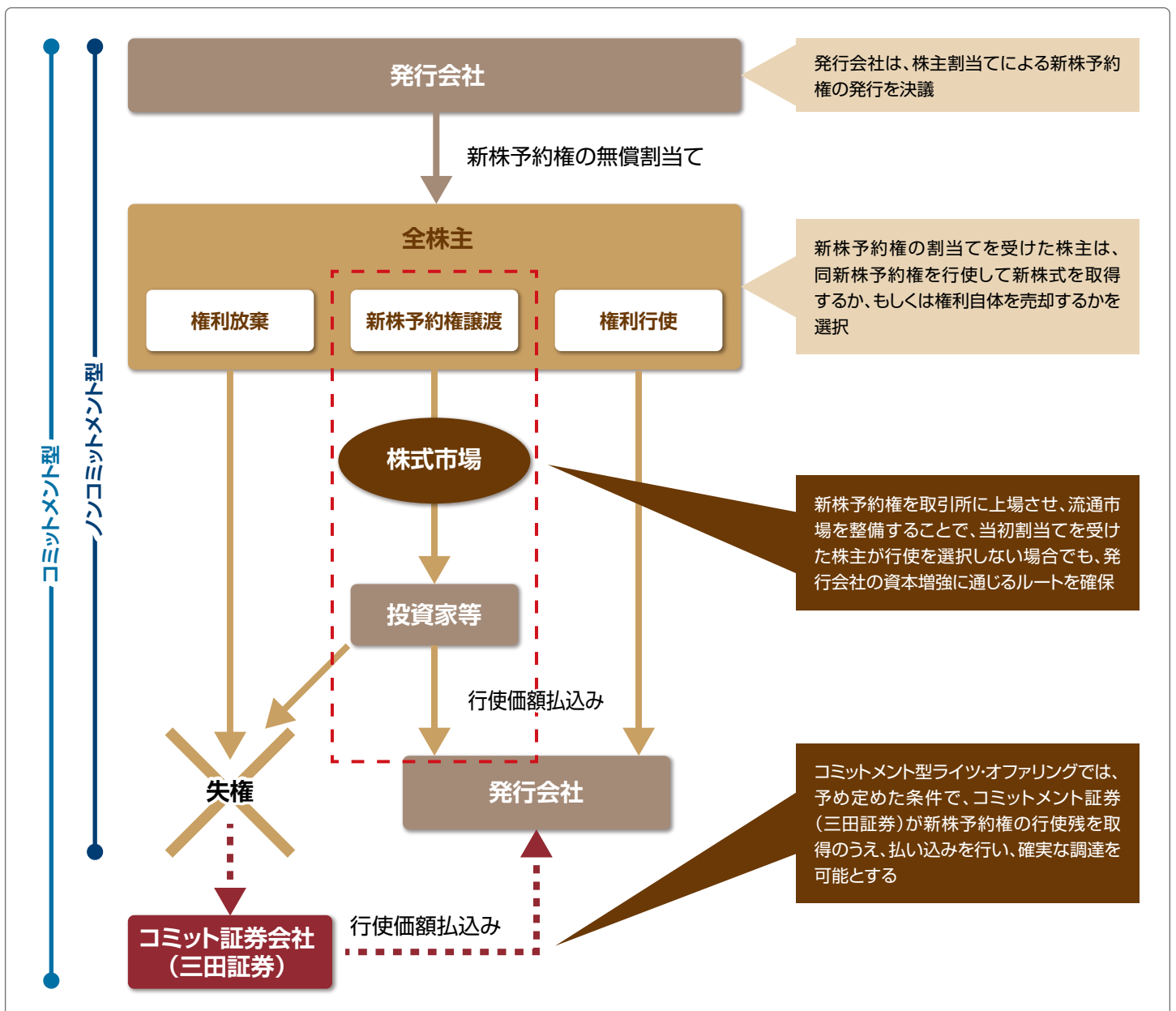
# ライツ・オフリング

## ライツ・オフリングを活用した資本増強

当社はこれまで、新たな資金調達手法であるライツ・オフリングに係るアドバイザリー業務において多数の実績を上げるとともに、国内資本市場におけるライツ・オフリング普及の先鞭を担ってまいりました。

### ライツ・オフリングの概要

ライツ・オフリング(新株予約権無償割当て)とは、既存の全株主に無償で新株予約権を割り当て、当該新株予約権の行使により行使価額の払い込みを受けて資本増強を図る手法です。既存株主の利益保護の観点から注目されており、普通株式と同様に新株予約権自体が取引所に上場することが大きな特徴です。



# MITA SECURITIES Rights Offering



## 当社業務の内容

当社は、当局対応や開示書類の作成支援、株主対応マニュアルのご提供といったアドバイザリー業務に加え、平成26年10月施行の改正新株予約権上場規程に対応した、下記業務を取り扱っております。

### ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおける 審査業務

改正後の新株予約権上場規程においては、ノンコミットメント型ライツ・オファリングに実施に際し、業績基準(\*1)の充足に加え、証券会社による審査又は株主総会の決議が必要となりました。当社は、当該審査業務に対応いたします。

(\*1)直近2期連続で経常赤字を計上していない点及び直近決算において債務超過でない点が、業績基準として定められております。

### コミットメント型ライツ・オファリングにおける コミットメント業務(\*2)

行使期間終了時において未行使となった新株予約権の引受け及び行使を確認する、コミットメント型ライツ・オファリングにおける引受証券会社の役割を担います。

(\*2)コミットメント業務の受託にあたっては、当社所定の審査がございます。審査の結果によってはお客様のご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。

## ライツ・オファリング以外のエクイティ・ファイナンスの取扱い

当社は、上場会社が第三者割当によって発行する転換社債型新株予約権付社債(CB)や新株予約権(ワラント)の買受け業務も取り扱っております。

### 【留意事項】

- ・本案内に記載された内容は、予告なしに変更またはその取扱いを中止する場合があります。
- ・本案内のサービス提供に際しては、弊社による事前の審査が前提です。審査の結果によってはお客様のご希望に沿えない場合があります。
- ・事前調査で知り得たお客様の情報については、厳に秘密を保持いたします。

## お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。

電話番号 **03-3666-0039**

Mail **qa@mitasec.com**

WEBサイト **http://mitasec.com**

トップページの「Contact Us ~ on lineお問い合わせフォーム」をクリックして、所定の事項とお問い合わせ内容をご記入の上、送信してください。

### 会社概要

商号 三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)  
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号  
貸金業者 東京都知事(5)第27088号  
宅地建物取引業者 東京都知事(2)第92893号  
不動産特定共同事業 東京都知事第95号  
設立年月 昭和24年(1949年)7月  
資本金 5億円  
代表者 代表取締役社長 三田 邦博

所在地 東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号  
大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号  
シンガポール支店 07-03/04 112 Robinson Road Singapore 068902  
加入金融商品取引所 東京証券取引所、大阪取引所  
加入協会 日本証券業協会  
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会  
指定紛争解決機関 (金商)特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
(貸金)日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター

当社が取り扱っている商品・サービス等(以下「商品等」という。)をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等(以下「手数料等」という。)をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類(以下「説明書類等」という。)を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。